

矢作川水系総合土砂管理検討委員会

規 約

(名称)

第1条

本会は、「矢作川水系総合土砂管理検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条

本委員会は、矢作川流域の「森・川・海」といった一連の水・物質循環及び生物の生息・生育環境に配慮しつつ、流砂の連続性を確保するための水系一貫した総合土砂管理計画の策定に向け、土砂生産域から海岸領域までの土砂管理シナリオ及び環境影響予測・評価に関する技術的課題について、学識経験者、関係者の指導・助言を得ることを目的とするものである。

(組織)

第3条

1. 委員会は、特定の課題について審議を行うため、部会を設けることができる。
2. 委員会には委員長、部会には部会長を置くこととし、委員長及び部会長は委員の互選によってこれを定める。

(委員会)

第4条

1. 委員会の構成は別表1の通りとする。
2. 委員長は委員会の会務を総括する。
3. 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条

1. 部会は、当該部会で審議する特定の課題に関係する委員会委員をもって構成する。
2. 部会長は部会の会務を総括する。
3. 部会長は、部会における検討状況や検討結果等について、委員会に報告するものとする。

4. 部会長は、部会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、部会に部会以外の者の出席を求めることができる。
5. 矢作ダムの排砂工法に関する技術的課題について審議するため、矢作ダム排砂工法検討部会を設ける。
6. 矢作ダム排砂工法検討部会の構成は別表2の通りとする。

(情報公開)

第6条

会議及び会議資料の公開方法については、委員会で定める。

(事務局)

第7条

1. 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所及び矢作ダム管理所に置く。
2. 事務局は、事務局の事務の一部を委託し、委託先に実施させることができる。

(雑則)

第8条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(附則)

この規約は、平成22年10月13日から施行する。

別表 1

矢作川水系総合土砂管理検討委員会 名簿

委員長	辻 本 哲 郎	名古屋大学大学院 教授
委 員	石 田 典 子	名古屋女子大学文学部 教授
委 員	大 石 誠	国土交通省 中部地方整備局 河川部
	小 林 克 治	総合土砂管理官
委 員	萱 場 祐 一	独立行政法人 土木研究所 自然共生研究センター センター長
委 員	白 金 晶 子	豊田市矢作川研究所 研究員
委 員	梶 田 達 也	国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所長
委 員	鈴 木 徳 行	名城大学 名誉教授
委 員	角 哲 也	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター教授
委 員	谷 川 知 実	国土交通省 中部地方整備局
	宇 安 邦 弘	豊橋河川事務所長
委 員	谷 口 義 則	名城大学 准教授
委 員	戸 田 祐 嗣	名古屋大学大学院 准教授
委 員	箱 石 憲 昭	独立行政法人 土木研究所
	櫻 井 寿 之	上席 水工研究グループ 主任 研究員
委 員	藤 川 恵 司	中部電力株式会社 発電本部 土木建築部 水力グループ 専門部長
委 員	藤 田 光 一	国土交通省国土技術政策総合研究所 研究総務官 河川研究部 部長
委 員	藤 田 正 治	京都大学防災研究所 教授
委 員	松 尾 直 規	中部大学工学部 教授
委 員	向 井 克 之	愛知県建設部 河川課長

(委員長以外は五十音順)

矢作川水系総合土砂管理検討委員会

矢作ダム排砂工法検討部会名簿

部会長	鈴木 徳行	名城大学 名誉教授
委員	大石 誠	国土交通省 中部地方整備局 河川部
	小林 克治	総合土砂管理官
委員	梶田 達也	国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所長
委員	角 哲也	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター教授
委員	谷川 知実	国土交通省 中部地方整備局
	守安 邦弘	豊橋河川事務所長
委員	辻本 哲郎	名古屋大学大学院 教授
委員	箱石 憲昭	独立行政法人 土木研究所
	櫻井 寿之	上席 水工研究グループ 主任 研究員
委員	藤川 恵司	中部電力株式会社 発電本部 土木建築部 水力グループ 専門部長
委員	藤田 正治	京都大学防災研究所 教授
委員	向井 克之	愛知県建設部 河川課長

(部会長以外は五十音順)